

## 付録

## 付録1 インターカー用確認事項票「虐待通告時に確認しておく項目」<sup>10</sup>

### ○基本項目

#### 1. 本人を特定できる情報

- ① 名前と住所が基本だが、分からない場合は、特定につながる情報（住所の分かるところまで、周囲の目標物、建物の名前や大きさ・階数、性別、年齢、所属する学校や保育園、など）をできるだけたくさん聞く
- ② 特に、子育て見守り訪問員を派遣する場合は、住所が出来るだけ詳細に分かっている必要がある

#### 2. 虐待だと感じた状況

- ① どんなことが起きている？（聞こえたのか、見たのか？その内容をできるだけ詳しく）
- ② 時間帯や継続時間、頻度は？
- ③ 気がついたのはいつ頃から？

#### 3. 本人（本児）の様子（見かけることがあれば）

- ① 様子（服装、怪我や痣、身体の汚れ、痩せ具合、など）
- ② 言動

#### 4. 家族の様子（見かけることがあれば）

- ① 家族構成（人数、性別、年齢、母子家庭、継母／継父、など）
- ② 親の様子（夜間両親不在、仕事をしてなさそう、養育能力に制限があるなど）
- ③ 加害者が現在どこにいるか（子どもに接触できそうか）
- ④ 普段の家族の様子（虐待をしていないときの様子）を知っているか、知っていればどのような様子か
- ⑤ 親はその心配な状況についてどのように思っているか（心配しているようだった？気にしていない、明らかに意図的にやっていた）特に非虐待者の親についてはどうか？

#### 5. 架電者の情報

- ① いま話していただいた出来事をどのようにして知ったか（どこまでが憶測か）
- ② このことについて他に心配している人がいるか
- ③ この家族について通告したのは初めてか、そうでなければ以前にかけたのはいつか、同じ内容だったか
- ④ 架電者はそのことについてどれくらい心配しているか（0-10のスケールだったらどれくらい？）
- ⑤ 架電者はこの心配な内容を家族に伝えたか
- ⑥ この心配な内容について子どもはどのように思っているか

<sup>10</sup> イタリック体で記載している箇所は、こども相談課の職員であるインターカーが電話相談を受けた際に参照する質問票を加筆した部分である

- ⑦ どのようなことが起こることを架電者は一番心配しているか、それを防ぐためにはどうすればいいと思うか
- ⑧ 念のため、通告して下さっている架電者のお名前と電話番号等の連絡先を尋ねる（無理強いはしない）
- ⑨ 通告者が名乗っていただいても、その情報は法律に基づき守られることを伝える（児童虐待防止法第7条）

## ○推奨項目

### 1. ネグレクトの場合

- ① 子どもの身なり（例：季節にあっていない衣服、汚い、においなど）
- ② 子どもの健康状態
- ③ 一日のいつにそれが起こったか
- ④ 今も子どもは放置されているか

### 2. 身体的虐待の場合

- ① 外傷の有無
- ② 外傷がある場合、目視で確認したか
- ③ 外傷がある場合、その状態（治療がされているか）

### 3. DVが関わる場合

- ① DVが起こったときの子どもの居る場所
- ② 警察への通報の有無
- ③ 子どもの外傷の有無
- ④ 加害者は今どこにいるのか
- ⑤ 被害者の親は逃げる意思を示しているか（これは今後のDV支援の上で重要）
- ⑥ 子どもからの訴えはあるか（被害者の親だけの訴えだと子どもの言い分と違うことも）

### 4. 性的虐待の場合

- ① その出来事を目撃した人がほかにいるか
- ② 警察への通報の有無
- ③ 証言以外に証拠となりそうな事実を知っているか（病気の感染や性器の外傷など）
- ④ 子どもからの訴えはあるのか（聞いたか）

### 5. 心理的虐待の場合

- ① 子どもが具体的に言われたこと/子どもがされたこと/子どもが目撃したこと
- ② 子どもに対して心理的虐待によると思われる影響が現れているか、あればどんな影響か

付録2 インテークチェックリスト（シミュレーション時使用版）

<p>① インテークスクリーニング チェックリスト</p>		ケースNo.	記入に要した時間
			分
		職員No.	検証対象
			はい・いいえ

**概要**

目的: **虐待通告として受理すべきか否か**をスクリーニングする

基本的考え方: 児童相談所が調査できない内容、および虐待の疑いがあると言い切れない内容は通告受理しない

使い方: 以下のチェックフローに沿って進み、3では「はい」なら1、「いいえ」なら0を記入する。  
 チェックリストの合計点が**1点**であれば相談として受理、**0点もしくは2点以上**であれば通告として受理する

<p>子どもの 1 居所が概ね 特定可能か</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>加害者が 2 被害者に 接触可能か</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>3 下記項目に該当するか</p>	<p>4 評価</p>
--	---	---------------------	-------------

#	項目	スクリーニング チェック
		「はい」なら得点 「いいえ」なら0
1	子どもの泣き声や怒鳴り声のみの通告 ※子どもに対する脅迫(「死ね」「殺す」「出て行け」)を除く(1点)	
2	保護者を伴わない中学生以上のみでの在宅 ※障害や医療的ケアが必要な子どもを除く(1点)	
3	保護者を伴わない小学生のみで昼間短時間(4時間程度以内)での在宅 ※障害や医療的ケアが必要な子どもを除く(1点)	
4	小学生以上をベランダや戸外に短時間(15分程度)出す(1点)	
5	虐待をうかがわせる具体的なエピソードのない養育態度や養育環境への懸念(1点)	
6	子どもに影響の及ばない空間での家族内の暴力(1点)	
7	過去(1か月以上前)の虐待の情報(1点)	
8	1～7以外の明らかに虐待を疑うエピソード(2点)	
9	通告者・通告先を問わず、同じ子どもについての再通告である、もしくは通告回数が不明(2点)	
<b>合計</b>		

合計点	スクリーニング 結果 (どちらか○)	評価結果 (どちらか○)
1点	通告受理しない	通告受理しない
0点、もしくは2点以上	通告受理	通告受理
		判別困難

付録3 セーフティチェックリスト（シミュレーション時使用版）

<p>②セーフティスクリーニング チェックリスト</p>		ケースNo. <input style="width: 100%;" type="text"/>	記入に要した時間 <input style="width: 100%;" type="text"/> 分
		職員No. <input style="width: 100%;" type="text"/>	検証対象 <input type="checkbox"/> はい・いいえ
<p><b>概要</b></p> <p>目的: 子どもにセーフティの問題があるかどうかスクリーニングする</p> <p>基本的な考え方: 「今まさに子どもが脅かされていて、速やかに子どもの安全を確保する必要がある」とき、セーフティの問題ととらえる。セーフティの問題があれば児童相談所が、それ以外は区が受理</p> <p>使い方: 下記項目に対して「はい」の場合は1を、「いいえ」の場合は0を記入する。 合計点が1点以上であれば児童相談所が、0点であれば区が、受理する</p>			
1 下記項目に該当するか		2 評価	
#	カテゴリ	得られた情報	スクリーニング チェック
			「はい」なら1、 「いいえ」なら0
1	身体的虐待	医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの、身体的な影響	
2	ネグレクト	ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良) ※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く	
3	ネグレクト	屋内外を問わず保護者を伴わない乳幼児の放置 幼児の長時間又は夜間の放置 急性の精神病状態又は酩酊による養育の放棄(乳幼児)	
4	ネグレクト	治療や検査が必要であるにもかかわらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死のあるいは非可逆的な影響がある	
5	性的虐待	性的虐待の疑いがある	
6	心理的虐待	子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードを伴い、子どもが極度の恐怖・不安・拒否感を感じている	
7	複合	子ども自身が、家に帰ることを拒否する(または、保護を求める)	
<b>合計</b>			
合計点		SA/RA	スクリーニング 結果 (どちらか○)
1点以上		セーフティの問題	児童相談所が 受理
0点		リスクの問題 (セーフティの問題なし)	区が受理
			評価結果 (どちらか○)
			児童相談所が 受理
			区が受理
			判別困難

## 付録4 インターカー研修スライド（畠山座長作成分）

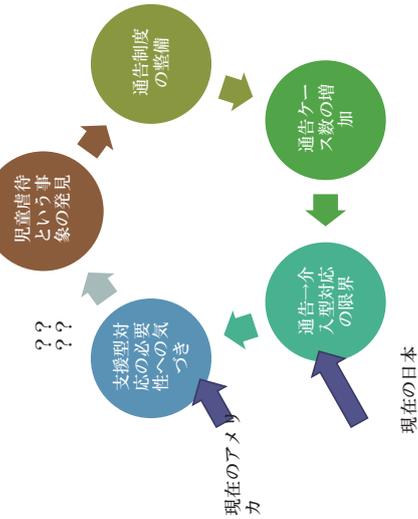
通告・相談ケースを受け付けること  
の意味とインターカーの大切な役割—  
子ども虐待対応は何を目指すのか？

神戸女子短期大学  
畠山由佳子

[yukakohatakeyama@gmail.com](mailto:yukakohatakeyama@gmail.com)

©畠山由佳子（本研修内容の無断転用を禁じます。）

### 児童虐待対応の変遷



この国における子ども虐待対応制度

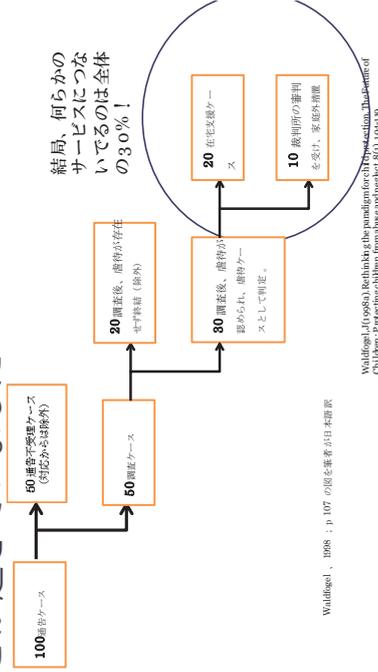
児童虐待防止法ができてからほぼ20年  
子どもの権利条約に批准してから25年

通告制度が整備された。

→ 児相・189・市区町村福祉事務所  
虐待の疑いのある子どもを発見したら通告  
ほとんどすべての通告を受理

→ すべて48時間以内で安全確認  
\* これまで何を守ろうとしているのか？  
子どもの安全？子どもの最善の利益？

虐待対応先進国アメリカではこんなこ  
とが起きていました...



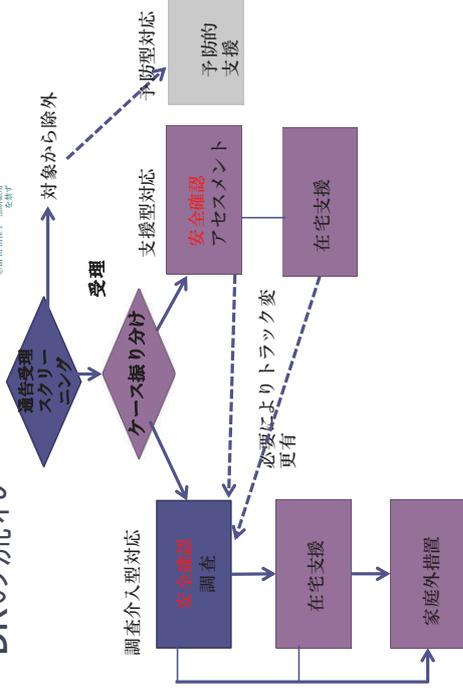
結局、何らかのサービスにつな  
いでるのは全体の  
の30%!

Waldrop, 1998 ; p.107 の図を筆者が日本語訳

Waldrop, J. (1998). Rethinking the paradigm for child protection. *Journal of Child Protection*, 1(1), 104-110.

# DRの流れ

©山田由子 編集委員 監修



## アメリカの1990年代の様子・・・

- 通告ケースが支援につながらないまま、再通告率さ  
れるケースが多いこと。  
→リスクが低いと考えられるネグレクトケースや軽  
度の身体的虐待など
- 通告ケースを支援に繋げるためには、調査を基盤と  
した強制介入型対応は効果的ではないこと。(対立  
関係を基本としているため、家族が支援に乗りにく  
い)
- 通告ケースの多さにより、すべてのケースを調査す  
るのには人的・経済的負担がかかること。
- 通告ケースにマイノリティや貧困層の偏りが見られ  
る。(必要などころに支援が届いていない可能性)

©山田由子 編集委員 監修

調査介入型対応と支援型対応のちがいは？		
調査介入型対応	支援型対応	
<b>無状</b>	虐待またはネグレクトが本当に起こったかどうか？ 家族やコミュニティの持つ強みや資源は何か？ どのようにして子どもの安全を確保するか？	何が子どもの安全を脅かしているのか？ 家族は何か？ 家族が持つどのような機能が強化されなくてはいけませんか？
<b>目的</b>	通知内容が認められるかどうか、虐待者と虐待被害者の関係を下す。	認められた問題点について、家庭、親戚、コミュニティのサポートのサービスマスターの協力を促し、明らかになった家族のニーズに対するサービスや支援への参加を促す。
<b>最終結果</b>	虐待被害者が通報に即断したかどうか、通報が下される前に出てはならない。	ケースワークは虐待がどうかの「判定」を行う必要はない。 追加された情報源の情報はデータベース上に記録は残らない。
<b>ケースワーク</b>	通知内容が認められる場合は、通知内容が下される前に出てはならない。	ケースワークは虐待がどうかの「判定」を行う必要はない。 追加された情報源の情報はデータベース上に記録は残らない。
<b>サービス</b>	通知内容が認められる場合は、通知内容が下される前に出てはならない。	自主的参加によるサービスが提供される。通知内容が認められる場合は、通知内容が下される前に出てはならない。

\* 予防的対応はこの表にはないが、不受理のケースについて「支援の紹介を行い、自主的な参加を促す」ような試みをコミュニティ民間団体と協働で行う（カリフォルニア州オレンジ郡の例）  
Sheene, Patricia. 2008. Child Welfare Information Gateway. Differential Response to Reports of Child Abuse and Neglect. Issue Brief.

## 例えばどんな事例がどの対応に振り分けられるのか？

DRの成熟度によって振り分け基準が成熟していく・・・  
たとえ同じ身体的虐待でも  
故意に子どもを傷つけている事例→調査介入型  
純粋に「しつけ」として体罰を用いている（そして程度を加減している）→支援型対応

\* その他、振り分けの例でいえば・・・通告義務のある通告者による通告、教育ネグレクト、監督交迎、親子間の権利侵害が低い、死亡が原因となるケース、安全が確保されず、（標準）振り分けミニマム+SV+チャットで振り分ける）

結局のところ、初期対応から強制的な対応ではなく、なるべく家族を支援につなげることを優先した対応にすべきなのではないか？

## 日本は今の現状でいいの？

- 全ての子どもの安全が懸念される（疑いのある）ケースを同じような扱いをしていいの？
- 今のしらみつぶし作戦は本当に子どもに安全で安心な生活を守れる対応になっているの？
- 児童保護システムの使命は「どんな状況に生まれても、国・社会が子どもに基本的ニーズと人としての権利（安全・安心を含む）を守ること」

救出するだけが、支援ではないということ。子どもの権利を守るために社会がすることは子どもの救出だけではない。

## インテーカーの大切な使命

©岡山県母子 虐待相談 電話センター

維多ノイズの解じた通告から「家族は、子どもはどのような状態で、何を必要としているのか」を理解するための情報をまず収集するのはインテーカー。

インテーカーの役割は

**1. 相談・通告で入ってきたケースを「適切な初期対応につなげる」ために必要な情報を収集する**

インテークアセスメント：しらみつぶしだけでなく、「本当に子どもの安全に懸念のある（虐待相談の可能性のある）通告なのか？」

振り分けのためのアセスメント（セーフティアセスメント）：この相談・通告に対する適切な初期対応とは2「家族への支援につなげることか」なのか？子ども安全確保」なのか？

でもインテーカーの役割はそれだけでなく・・・  
**2. 家族が支援につながるための情報を収集する（New!これが大事!）**  
→初回訪問に行く支援者が「どういうアプローチでいけば支援につなげやすいか」のヒントになる！

→最終的には子どもを守るためにすることは、**原相に通告して「子どもを救出する」ことだけではないという社会全体の意識変革（パラダイムシフト）を目指す（これが実はDRの最大の目的）**

## 虐待対応システム（児童保護）はなぜあるの？

→子どもが安全・安心に育つ環境を社会が保障するため？  
そのためにはどうすればいいの？

1. 子どもの安全に懸念がある状況を早期に発見する  
→社会に早期発見を啓蒙し、通告を促す  
→インテーカーの出番！

→啓蒙すればするほど、ノイズも多くなる（いろいろなケースがまじってくる。例：泣き声通告）。

そして発見したケースに対してできることは・・・

2. 早期に家庭を支援につなぐ  
→家庭が安全・安心な環境になるように支援
3. 必要時に子どもの安全を確保する  
→子どもを危険な状況から救出する。

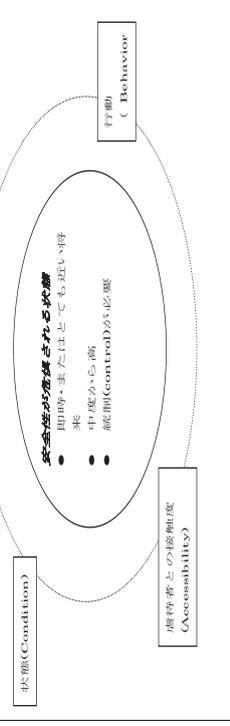
どうやって維多ノイズが混じったまま2と3の区別をつけるのか???

初期対応は区別なんかつかなくても全件同じように「48時間安全確認」「何かあれば緊急保護」のスタンスでいいってしまえばいい!! →というのが日本の現在のスタンス

## セーフティとリスク（安全が危惧される状態）の違い

(Orlino, DCFS, リスクアセスメント研修テキストより)

- リスクがある状態
- 長期的である（継続的）
- 危険度は低くする(Decrease)・問題を解決する(Resolve)
- リスクを低くする(Decrease)・問題を解決する(Resolve)



安全(Faerfety)とは：収集された情報をアセスメントすることにより家庭または児童をもつ親のケアを受けける子どもが即時に（または近い将来）、中度から高度の危害を受けることがないと考えられる状態

- リスクがある状態→サポーティブプラン（随時的計画）
- 安全性が危惧される状態→セーフティプラン・緊急保護

一支援や子どもを守る要素につながる要素一

## セーフティとリスク

### 一セーフティ一

まず着目するのは**現時点での**子どもの安全

→子どもに対して具体的な危険が一定の時間枠（差し迫った将来）に起こる可能性があるか。

→子ども**の安全確保のために**、危険の原因を取り除くか子どもを保護しなくてはならない状態。

環境のコントロールが必要。→セーフティプラン

★**初回訪問の段階でアセスメントするのがセーフティ。**

★安全確認は「生きているかチェック」ではない。

→この後、同じ条件であれば子どもに中一重度程度の危険が及ぶ可能性があるか？

- 誰にでもどんな環境にでも**ストレングズ**はある。
- ストレングズは「強み」「長所」だが、「**短所**」「**弱み**」と**表裏一体**。  
(例)頑固⇨意志が強い
- うまく**それが適切なタイミングで適切な形で発揮できればそれは、子どもの安全を守るための「プロテクティブ要素」**になる。
- ストレングズだけでは、リスクを減じることができない。  
それをプロテクティブ要素に変える必要がある。  
(例)近所に祖母が住んでいる(ストレングズ)  
→祖母が子どもの安全確保の意識を持ち、実際、週3回家族を訪問し、家事を手伝う。子どもを見守る。  
(プロテクティブ要素)

## ・・・でも必要な情報を収集して判断するのは難しいですね？

- 的確な意思決定のためには、その意思決定に必要な情報を過不足なく集めなくてはいけない
- 情報の収集にバイアスがあっではいけない。
- でも通告者は「心配だから」電話してきている。  
→温度差があるのは当たり前。

★インテーカーの役割は**通告の内容の真偽を証明するもの**ではなく、この先の対応がどのようなものになるのかの判断に必要な情報を収集することである。加えることでの家族の支援に必要なるために役に立つ情報を収集することである。

★インテーカーが最終的な判断を下すのではなく、のちのケースワークが**複数の人間による多方面からの情報の判断**によってケースについての判断を下す。(個人の責任で判断しない！)

Helping in Child Protective Services (1991), American Humane Association)

ちよつとワークをやってみましょう

- 2人組になり**通告者役**と**インテーカー役**を決めます。
- **通告者役**のみに「**通告内容**」をお渡しします。  
あなたはお渡しした「**通告内容**」にそって、インテーカーに「**虐待通告**」をしてください。(5分)
- **インテーカー役**の方も配布した紙に沿って**通告内容**をメモしてください。

この状況が正確に把握できていたでしょうか？

www.shimizu.ac.jp

## ふりかえり

通告者役の方

→相談の人が書かれたメモをみてどう感じましたか？

インテーカー役の方

→絵の状況が正確に把握できていたでしょうか？（客観的事実と通告者の主観的判断は区別できていましたか？）

みなさんに

→この後、この家族が支援につながるためにはどのような情報が引き出せればいいと思いますか？また、それはどのように質問すれば引き出せますか？

この状況が正確に把握できていたでしょうか？

配布用のため隠しています

目で見える情報はすでに脳にあるアジェンダに選別されている。

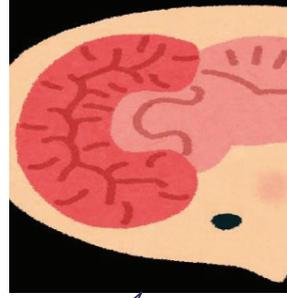
視覚で得る80%の情報はすでに脳にある情報をもとに選別されて得た情報。

あとの20%が純粹に目で見えて得ている情報

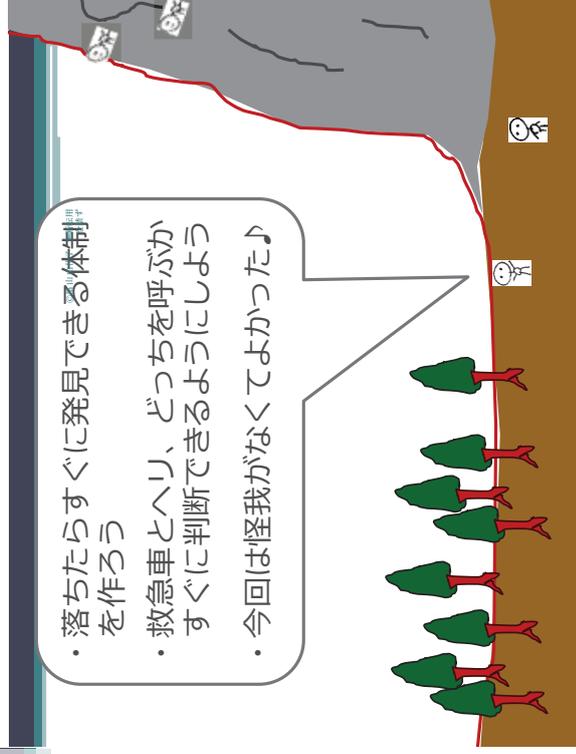


このお母さん大丈夫？

- 事前の判断や価値観などがすでに「何を見るか」を決めている。



- 落ちたらすぐに発見できる体制を作ろう
- 救急車とヘリ、どっちを呼ぶかすぐに判断できるようにしよう
- 今回は怪我がなくてよかった♪



## 私たちがこれから考えなくてはいけないこと

- 全てのケースに「〇時間以内に対応」と時間をとんどん短くすれば子どもが守れるのか？
- 早期発見を目指したしらみつぶし作戦では、子どもの安全を守ることは無理！
- 家庭という「子どもに対する養育環境」をどのように安全で安心なものにしていくのか？
- パーマネンシー保障は家庭支援から措置解除の先、子どもが成人し、親の世代になるまで続く。  
→この事業はその改革の第一歩！そしてインテーカーさんはそのはじめのきっかけを作る人

## 付録5 インターカー研修スライド (PwC 作成分)

資料1

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
課題番号24

通告窓口の一元的運用に関する調査研究

# インターカー研修

PwCコンサルティング合同会社  
2019/10/2



### 1. 本研修の概要

- 本研修では、相談員の方が電話相談対応にて、「質問票」と「チェックリスト」を用いてシミュレーションできる状態を目指して、講義およびワークを行います。

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の虐待対応が目指すべき方向性について考えを深めること</li> <li>本事業の目的を理解すること</li> <li>「質問票」、および2種類の「チェックリスト」を用いて、電話相談の対応時にスクリーニングができるようになること</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター とも相談員 電話相談員</li> <li>センター 緊急支援課 電話対応者</li> <li>NPO 法人</li> </ul>
研修講師	<ul style="list-style-type: none"> <li>畠山由佳子先生</li> <li>※事務局：PwCコンサルティング合同会社</li> </ul>
日時	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月2日(水)</li> <li>第1回 13:00-14:40</li> <li>第2回 15:00-16:40</li> </ul>
場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市子ども総合相談センター</li> </ul>
使用ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明資料</li> <li>質問票</li> <li>チェックリスト(インターカースクリーニング)</li> <li>チェックリスト(セーフティスクリーニング)</li> </ul>

PwC

### アジェンダ

時間	内容	担当者
第1回	第2回	
13:00～	1. 研修概要	PwC
13:01～	2. 事業概要	PwC
13:03～	3. 通告・相談ケースを受け付ける意味と インターカーの大切な役割 一子ども虐待対応は何を目指すのか？	畠山先生
14:03～	4. シミュレーションの流れ	PwC
14:07～	5. インターカー確認項目の使い方	PwC
14:10～	6. チェックリストの使い方	PwC
14:15～	7. ワーク	PwC
14:30～	8. 質疑応答	畠山先生 PwC

2

### 2. 事業概要

- 本事業では、センターでの電話相談対応における「スクリーニング」について、10月の約1か月間シミュレーション研修を行います。

本事業の概要		シミュレーション概要	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の補助を受け、PwCコンサルティング合同会社が実施します。</li> <li>事業の背景には、以下があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待相談対応件数の増加</li> <li>による警察業務の向上</li> <li>上記に伴い、ワーキンググループにて「通告窓口を一元的に運用できる体制の整理」の必要性が提示</li> </ul> </li> <li>事業の目的は、通告窓口の一元的運用の実施に向けて、シミュレーションとワークを策定することです。</li> </ul>	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談対応時のインターカーおよびセーフティのスクリーニングのシミュレーション</li> </ul>
場所	福岡市子ども総合相談センター	場所	福岡市子ども総合相談センター
期間	令和元年10月3日～10月29日	期間	令和元年10月3日～10月29日
調査協力をお願いしたい方		調査協力をお願いしたい方	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニング <ul style="list-style-type: none"> <li>とも相談員 電話相談員</li> <li>とも緊急支援課 相談員</li> <li>【勤務時(夜間・休日)】</li> <li>委託先のNPO法人</li> </ul> </li> <li>検証(スクリーニング結果の評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>とも相談員</li> <li>とも緊急支援課</li> <li>区</li> <li>市本庁</li> </ul> </li> </ul>

4

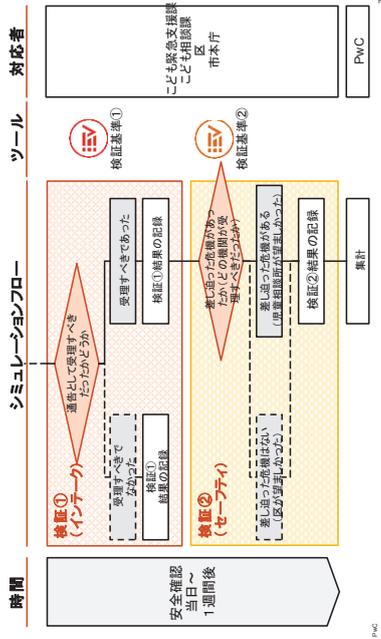
### 3. 通告・相談ケースを受け付ける意味とインテーカーの大切な役割 一子ども虐待対応は何を目指すのか？

島山先生から、総論について講義いただけます  
 ↓  
 PwCから、今回の事業についてご説明します

Page

### 4. シミュレーションの流れ

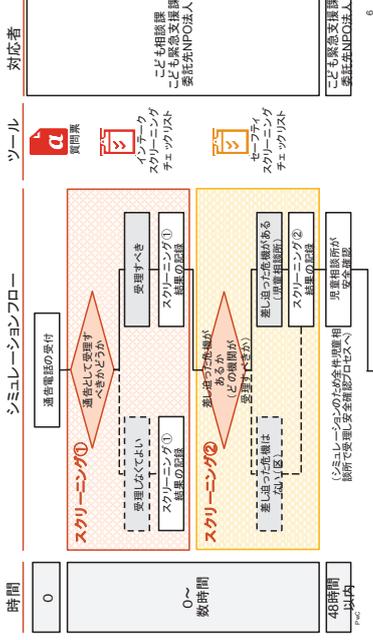
- スクリーニングによる結果の記録を見ながら、安全確認後に、スクリーニング結果と実際の乖離を確認すべく、センター、区、市で検証を行う予定です。



Page

### 4. シミュレーションの流れ

- あくまでシミュレーションですので、これまでの電話相談業務が大きく変わることはありません。
- 現在の業務で「電話相談」に対応する可能性のある方々に、実際の電話を受けてから2段階のスクリーニングを行っています。

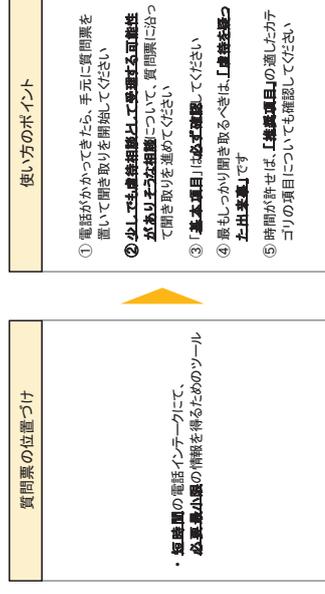


Page

### 5. 質問票の使い方

- 今回差しした質問票は、一般市民からの電話相談にて、短時間で必要最小限の情報を得ることを目的としています。
- 電話相談の間取り時に参考にするツールとして用いてください。

別添参照



Page

## 6. チェックリストの使い方

- 1ケースにつき、A41枚(表がインテークスクリーニング、裏がセーフティスクリーニング)のチェックリストに記入をお願いします。

別添参照

## 7. グループワーク

- シミュレーションの練習として、グループワークを行います。

チェックリストの位置づけ

- 今回のシミュレーションでは、「インテークスクリーニング」と「セーフティスクリーニング」を行います
- それぞれ、別のチェックリストを用意しています

使い方のポイント

- ① 電話を受け終わったら、「インテークスクリーニングチェックリスト」の職員No.、ケースNo.、チェック欄に記入してください
- ② ①で**運送受理しない結果**となった場合、**その段階でチェックリストの使用は終了**です
- ③ ①で**運送受理する結果**となった場合、「セーフティスクリーニングチェックリスト」のケースNo.欄およびチェック欄に記入してください
- ④ チェック中に**間違いが生じた項目**があれば、メモで残してください
- ⑤ 最後に、**記入に要した時間**を記入ください

## 8. 質疑応答

全体を通して質問があれば、お願いいたします

Thank you

pwc.com/jp

# 付録6 インタークウェクリスト (改良版)

## ① インタークウェクスクリーニング チェックリスト

### 概要

目的: 虐待通告として受理すべきか否かをスクリーニングする。  
 基本的考え方: 児童相談所が調査できない内容、および虐待の疑いがあると言いつつ、切れない内容とは通告受理しない。  
 使い方: 左の1から右の5に向かって進める。4および5の間では、あてはまれば○を記入する。

職員No.	分
検査対象	はい・いいえ

1 子どもの居所が概ね特定可能か

加害者が被害者に接触可能か

主に1か月以内の虐待の情報

<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> はい
<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> いいえ

虐待通告として受理しない

### 4 下記のエピソードがあるか

#	項目	該当すれば○
1	保護者を伴わない中学生以上のみでの在宅	
2	保護者を伴わない小学生のみで昼間短時間(4時間以内)での在宅	
3	小学生以上をベランダや戸外に短時間(15分程度)出す	
4	子どもの泣き声や、脅迫まで行かない怒鳴り声についての通告	
5	子どもに影響の及ばない空間での家族内の暴力	
合計		

合計点	結果 (どちらか○)
1個以下	5〜
2個以上	通告受理

### 5 下記に該当するか

#	項目	該当すれば○
1	4-1〜4-5以外の、虐待を疑う具体的なエピソードがある	
2	通告を問わず、同じ子どもについての児童相談所への再通告である	
合計		

\*具体的なエピソードについては、所内で共通認識を築いておくこと

合計点	結果 (どちらか○)
0個	虐待通告として受理しない
1個以上	通告受理

## 付録7 セーフティチェックリスト（改良版）

<p>②セーフティスクリーニング チェックリスト</p> <p><b>概要</b></p> <p>目的: 子どもにセーフティの問題があるかどうかスクリーニングする。</p> <p>基本的な考え方: 「今まさに子どもが脅かされていて、速やかに子どもの安全を確保する必要がある」とき、セーフティの問題ととらえる。セーフティの問題があれば児童相談所が、それ以外は区が受理となる。</p> <p>使い方: 下記項目に対して「はい」の場合は○を記入する。 ○の合計が<b>1個以上であれば児童相談所が、0個であれば区が、受理する。</b></p>	<p>ケースNo. <input style="width: 80%;" type="text"/></p> <p>記入に要した時間 <input style="width: 80%;" type="text"/> 分</p> <p>職員No. <input style="width: 80%;" type="text"/></p> <p>検証対象 <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>																																												
<p>1 下記項目に該当するか</p>	<p>2 評価</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 5%;">#</th> <th style="width: 15%;">カテゴリ</th> <th style="width: 55%;">得られた情報</th> <th style="width: 25%;">該当すれば ○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>身体的虐待</td> <td>医療機関を受診している、もしくは医療機関を受診の必要があると思われるほどの身体的な影響、または、新旧多数のあざがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ネグレクト</td> <td>ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関を受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良) ※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ネグレクト</td> <td>屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置 幼児の長時間又は夜間の放置 急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ネグレクト</td> <td>子どもの発達程度にそぐわない長時間の夜間放置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ネグレクト</td> <td>治療や検査が必要であるにも関わらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死性あるいは非可逆的な影響がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>性的虐待</td> <td>性的虐待の疑いがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>複合</td> <td>子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>複合</td> <td>子ども自身が、行政機関に保護を求めていると思われるレベルで帰宅を拒否している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>複合</td> <td>保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している(「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		#	カテゴリ	得られた情報	該当すれば ○	1	身体的虐待	医療機関を受診している、もしくは医療機関を受診の必要があると思われるほどの身体的な影響、または、新旧多数のあざがある		2	ネグレクト	ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関を受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良) ※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く		3	ネグレクト	屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置 幼児の長時間又は夜間の放置 急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄		4	ネグレクト	子どもの発達程度にそぐわない長時間の夜間放置		5	ネグレクト	治療や検査が必要であるにも関わらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死性あるいは非可逆的な影響がある		6	性的虐待	性的虐待の疑いがある		7	複合	子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある		8	複合	子ども自身が、行政機関に保護を求めていると思われるレベルで帰宅を拒否している		9	複合	保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している(「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など)		合計			
#	カテゴリ	得られた情報	該当すれば ○																																										
1	身体的虐待	医療機関を受診している、もしくは医療機関を受診の必要があると思われるほどの身体的な影響、または、新旧多数のあざがある																																											
2	ネグレクト	ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関を受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良) ※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く																																											
3	ネグレクト	屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置 幼児の長時間又は夜間の放置 急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄																																											
4	ネグレクト	子どもの発達程度にそぐわない長時間の夜間放置																																											
5	ネグレクト	治療や検査が必要であるにも関わらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死性あるいは非可逆的な影響がある																																											
6	性的虐待	性的虐待の疑いがある																																											
7	複合	子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある																																											
8	複合	子ども自身が、行政機関に保護を求めていると思われるレベルで帰宅を拒否している																																											
9	複合	保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している(「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など)																																											
合計																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 20%;">合計点</th> <th style="width: 40%;">SA/RA</th> <th style="width: 20%;">結果 (どちらか○)</th> <th style="width: 20%;">評価結果 (どちらか○)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1個以上</td> <td>セーフティの問題</td> <td style="background-color: #f8d7da;">児童相談所が 受理</td> <td style="background-color: #f8d7da;">児童相談所が 受理</td> </tr> <tr> <td>0個</td> <td>リスクの問題 (セーフティの問題なし)</td> <td style="background-color: #fff3cd;">区が受理</td> <td style="background-color: #fff3cd;">区が受理</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">判別困難</td> </tr> </tbody> </table>		合計点	SA/RA	結果 (どちらか○)	評価結果 (どちらか○)	1個以上	セーフティの問題	児童相談所が 受理	児童相談所が 受理	0個	リスクの問題 (セーフティの問題なし)	区が受理	区が受理	判別困難																															
合計点	SA/RA	結果 (どちらか○)	評価結果 (どちらか○)																																										
1個以上	セーフティの問題	児童相談所が 受理	児童相談所が 受理																																										
0個	リスクの問題 (セーフティの問題なし)	区が受理	区が受理																																										
判別困難																																													

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
通告窓口の一元的運用に関する調査研究  
事業報告書

発行日：令和2年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社